

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定/改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第3条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	電気	制定	C61810-10	電磁式エレメンタリリレー第10部:高容量リレーの追加機能及び安全性の要求事項	Electromechanical elementary relays - Part 10: Additional functional aspects and safety requirements for high-capacity relays	一般産業装置、電気設備などに用いられる低電圧装置用の電磁式エレメンタリリレーに対する一般及び安全性要求事項は、JIS C 61810-1に規定されている。しかしながら、電気エネルギー貯蔵システム、太陽光発電システム、電気自動車(EV)などに用いられる大容量リレーについては、電気アークの防止などの追加の機能面及び安全要件事項の規定が必要な状況となっている。こうした中、接点間の電気アークを消す機能の組み込み、絶縁協調などの機能面及び安全要件事項を規定したIEC 61810-10が2019年に制定された。我が国の大容量リレーを用いるシステムの安全性の向上、及び国際規格との規定の整合の観点からIEC 61810-10を基にJISを制定する必要がある。	この制定によって最新の市場ニーズに対応した性能及び安全性が確保でき、評価手順の標準化によって大容量用電磁リレーの円滑な流通が期待できる。また、国際規格と整合するJISを発行することによって国内メーカーの国際市場への参入と海外への拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 用語及び定義 3 用図及び規格 4 影響量 5 定格値 6 試験の一般的規定 7 文書及びマーキング 8 温度上昇 9 基本動作・復帰機能 10 前電圧 11 電氣的耐久性 12 機械的耐久性 13 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 14 端子 15 気密性 16 耐熱性及び耐火性 17 特殊試験 附属書A(規定)リレーに関する説明 附属書C(規定)試験のセトアップ附属書E(規定)温度上昇試験の配線 附属書F(規定)空間距離及び沿面距離の測定 附属書G(規定)定格インパルス電圧、公称電圧及び過電圧カテゴリ間の関係 附属書H(規定)再燃度 附属書I(規定)保証トラッキング試験 附属書K(規定)グローワイヤ試験 附属書L(規定)ボールプレッシャー試験	IEC 61810-10:2019	DT	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電磁式エレメンタリリレー	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気制御機器工業会のWG	2024年4月		

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会 制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定/改正/廃止 JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第3条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	電気	改正	C1302	絶縁抵抗計	Insulation resistance testers	この規格は、IEC 61557-1:2007及びIEC 61557-2:2007を 基に、電池を内蔵する定格測定電圧1000V以下の絶縁抵抗 計について規定した規格である。 IEC 61557-1及びIEC 61557-2は、低電圧配電システムの さらなる安全性の向上、測定不確かさの他規格との整合、 測定カテゴリに関する要求事項の追加などを取り込み、 2019年に改正された。このような実態を踏まえ、国際規格と の整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内 容に改正する必要がある。	国際規格及び市場の実態に合わせた改 正を行うことにより、使用者の安全性が向 上し、貿易の障壁が排除されることが期待 される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格の 改正に伴い“測定不確かさ”及び“定格表示 値”を追加する。 ・要求事項において、対応国際規格の改 正に伴い動作不確かさの算出式を変更す る。また、使用者の安全性向上のため製品 へ定格対地電圧及び測定カテゴリの表記要 求を追加する。 ・環境の影響として、使用者の安全性向上 のためハザード指が器並びに残留電圧放 電時の要求事項及び試験方法の記載を追 加する。	—	IEC 61557-1:2019、IEC 61557-2:2019	MOD	第2条の該当号: 1(種類、型式、性能、耐 久度、) 対象事項: 絶縁抵抗計	法律の目的に適合し ている。	利点: イ、エ、カ 欠点: いずれも該当しな い。		国際規格をJIS化する もの	一般社団法人日本電 気計測器工業会のWG	2024年4月
JSA	電気	改正	C2812	機器取付け用レール	Mounting rails for devices	この規格は、IEC 60715:1981を基に、交流1 000 V以下又 は直流1 500 V以下で使用する遮断器、接触器、開閉器、 工業用端子台などの電気機器を取り付ける機器取付け用 レールの種類、形状、性能及び試験方法について規定したも のである。対応国際規格は、2017年の第2版の改訂で、保 護導体として使用するレールの電気的機能について、保護 導体端子台への接続は、IEC 60947-7-2(Low-voltage switchgear and controlgear—Part 7-2: Ancillary equipment —Protective conductor terminal blocks for copper conductors) (JIS C 8201-7-2が対応)に従うことが追加さ れ、端子台による不安全の対策が強化された。また現行JIS は、1998年の改正であり規格構成が現在の対応国際規格 とは大きく異なり、利便性が損なわれている。このような状況 から、対応国際規格との規定の乖離(乖)を解消すると ともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必 要がある。	保護導体として使用されるレールの電気 的機能の明確化に伴い性能の向上及び 円滑な流通が期待できる。また、対応国際 規格との整合によって国際市場への事業 の拡大、輸入製品の品質確保などが期待 される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、従来は明記されてい なかったが、保護接地用として使用される取 付けレールの電気的機能がJIS C 8201-7-2 に規定されていることを追加する。	—	IEC 60715:2017	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、性 能) 対象事項: 機器取付け用レール	法律の目的に適合し ている。	利点: ア、イ、ウ、キ 欠点: いずれも該当しな い。		国際標準をJIS化する もの	一般社団法人日本電 気制御機器工業会の WG	2024年4月